四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場及び
四日市市近鉄四日市駅北自転車等駐車場等
指定管理者募集要項

令和８年７月

四日市市都市整備部道路管理課

目　　次

１　募集の目的　２

２　施設の概要　２

３　施設の管理運営方針　５

４　管理の基準　５

５　指定管理者が行う業務　５

６　指定管理に委託する附帯業務　６

７　指定の期間　６

８　応募の資格等　７

９　指定管理者の指定までのスケジュール　８

１０　募集要項の配付、応募説明会等　８

１１　応募の手続　９

１２　経費に関する事項　１１

１３　選定の方法及び基準　１５

１４　指定管理者の指定及び協定に関する事項　１６

１５　指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項　１７

１６　業務の継続が困難になった場合における措置　１９

１７　その他　１９

１８　問い合わせ先　２０

別紙１　管理区域　２１

別紙２　財務諸表等の提出一覧　２２

別紙３　四日市市近鉄四日市駅南・北自転車等駐車場等
指定管理者候補者選定審査項目及び配点　２３

別紙４　四日市市と指定管理者とのリスク分担表　２４

別紙５　現在の料金表　２５

１　募集の目的

四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場（以下「南駐輪場」という。）及び四日市市近鉄四日市駅北自転車等駐車場（以下「北駐輪場」という。）は、自転車等の使用者の利便に供するとともに、自転車等の放置の防止を目的として設置された施設です。また、自転車を近距離公共交通機関の一つとして市民及び本市を訪れる方への利用に供することを目的として、レンタサイクルポート近鉄（以下「レンタ近鉄」という。）及びレンタサイクルポートＪＲ（以下「レンタＪＲ」という。）において、レンタサイクル事業を行っています。

平成 15 年 6 月に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部が改正され、公の施設の管理について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として指定管理者制度が創設されたことから、南駐輪場及び北駐輪場等の設置目的をより効果的かつ効率的に達成するため、指定管理者を募集することとしました。

２　施設の概要

○南駐輪場

（１）施設名称　四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場
（２）所在地　　四日市市鵜の森一丁目 16 番４号
（３）設置年月　平成９年３月
（４）建物概要　敷地面積 1,099.52 ㎡、延床面積 644.79 ㎡、鉄骨造２階建
（５）施設概要　駐車台数　自転車 500 台　原動機付自転車等 42 台
（６）運営に係る事項
①下記の料金は、四日市市自転車等駐車場等条例改正後の上限額
（現在の料金表は、別紙５参照）

利用の区分		利用料金		
		一時利用	定期利用（１か月）	定期利用（３か月）
自転車	一　般	150 円	2,750 円	8,250 円
	学　生	150 円	1,930 円	5,790 円
原動機付自転車		280 円	3,850 円	11,550 円
自動二輪車	50cc 超 125cc 以下	410 円	4,680 円	14,040 円
	125cc 超	550 円	5,910 円	17,730 円

注）料金は、四日市市自転車等駐車場等条例第９条別表（令和９年４月１日施行）の規定による料金を上限とし、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て規定します。

②供用時間（駐車利用可能時間）

施設の供用時間は、四日市市自転車等駐車場等条例第４条の規定に基づき、午前０時から午後 12 時までとします。

③自転車等入出場取扱時間（出入庫可能時間）

自転車等入出場取扱時間は、同施行規則第３条の規定に基づき、午前６時から午後８時までとします。

（７）利用実績

（台）

	定期利用 契約台数（月平均）		一時利用 延べ利用台数	
年度	自転車	バイク	自転車	バイク
令和６年度	310	27	13,323	1,455
令和５年度	317	22	15,369	1,232
令和４年度	341	16	16,119	1,061

〇北駐輪場

（１）施設名称　四日市市近鉄四日市駅北自転車等駐車場

（２）所在地　　四日市市安島一丁目１番 26 号

（３）設置年月　平成９年３月

（４）建物概要　敷地面積 1,381.11 ㎡　延床面積 1,159.65 ㎡
鉄骨造地下１階地上２階建

（５）施設概要　駐車台数　自転車 490 台　原動機付自転車等 111 台

（６）運営に係る事項　南駐輪場と同じ

（７）利用実績

（台）

	定期利用 契約台数（月平均）		一時利用 延べ利用台数	
年度	自転車	バイク	自転車	バイク
令和６年度	349	56	21,935	5,044
令和５年度	335	63	18,649	4,473
令和４年度	319	57	18,905	4,694

〇レンタサイクル

（１）施設名称　四日市市レンタサイクル

（２）貸出場所

①レンタ近鉄：四日市市安島一丁目１番 26 号（北駐輪場内）

②レンタＪＲ：四日市市本町３番 85 号（ＪＲ四日市駅内）

（３）返却場所　レンタ近鉄・レンタＪＲ（いずれの場所でも返却可）

（４）レンタサイクル概要

①51 台（うち９台は電動アシスト自転車）

②33 台（うち４台は電動アシスト自転車）

（５）運営に係る事項

①下記の料金は、四日市市自転車等駐車場等条例改正後の上限額

（現在の料金表は、別紙５参照）

利用の区分		利用料金	
		１日利用	定期利用（１か月）
自転車(電動アシスト自転車を除く。)	一　般	150 円	2,750 円
	学　生	150 円	1,930 円
電動アシスト自転車		300 円	

注）料金は、四日市市自転車等駐車場等条例第９条別表（令和９年４月１日施行）の規定による料金を上限とし、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て規定します。

②利用対象者及び時間等

利用対象者　　中学生以上の者

利用時間　　午前７時から午後８時まで

レンタＪＲについては、日曜日、祝日は午前 10 時から午後５時まで

ただし、いずれも貸出しは終了時間の 15 分前まで

休業日　　年末年始（12 月 31 日から翌年１月３日まで）

③利用実績

●レンタ近鉄

（台）

	定期利用 契約台数（月平均）	一時利用 延べ利用台数	
年度	自転車	自転車	電動自転車
令和６年度	9	8,349	2,531
令和５年度	7	8,644	2,191
令和４年度	7	9,694	2,182

●レンタＪＲ

（台）

	定期利用 契約台数（月平均）	一時利用 延べ利用台数	
年度	自転車	自転車	電動自転車
令和６年度	5	5,350	968
令和５年度	4	5,784	677
令和４年度	4	4,975	619

３　施設の管理運営方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、より質の高いサービスを使用者に提供するとともに、管理経費等の節減を求めます。

使用者の利便性向上を目的として、キャッシュレス化による利用料金の支払いや、レンタサイクルの空車状況の確認と予約機能が可能な取り組みの導入を求めます。

（１）基本方針

自転車等駐車場は、近鉄四日市駅周辺の通行機能の確保及び市民生活の安全を図ることにより、良好な都市環境を保持する目的で設置した施設です。

指定管理者には、民間ノウハウの最大限の活用や、適切な人員配置による管理運営を求めます。また、使用者とのトラブルに速やかに対応するなど、より質の高いサービスを提供して使用者の満足度を高めることも期待します。

（２）維持管理・運営方針

①　施設や設備については、使用者が安全に利用できることを第一とし、全ての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に維持し、仕様書等に基づき適正な管理と保守点検を行うこと。

②　公の施設であることを常に念頭において、市民の平等な利用を確保する管理運営を行うこと。

③　事業計画書等に基づき、施設の効用を最大限に発揮させるよう創意工夫を行い、管理経費等の節減に努めること。

④　使用者に対しては、親切かつ丁寧な接遇等のサービスを行うこと。

⑤　使用者の意見を聴き反映できるものは取り入れ、使用者の満足度を高めること。

⑥　四日市市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

⑦　四日市市の環境方針等に基づく環境に対する取組みに努めること。

⑧　使用者が手続きしやすいシステムの導入を行うこと。

⑨　使用者への生活情報及び観光客に対しては観光情報に関する案内を行うこと。

４　管理の基準

四日市市自転車等駐車場等条例（平成 13 年四日市市条例第 20 号）の規定によるもののほか、その他規則等で定める管理の基準に従って、四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場・四日市市近鉄四日市駅北自転車等駐車場及びレンタサイクル（以下「自転車等駐車場等」という。）の管理を行うものとします。

５　指定管理者が行う業務

主な業務内容は以下のとおりです。具体的な業務内容及び履行方法については、四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場及び四日市市近鉄四日市駅北自転車等駐車場等管理業務仕様書によります。

（１）施設の運営に関する業務

① 自転車等駐車場等の使用許可等に関すること
② 自転車等駐車場等の利用料金の収納に関すること
③ インボイス制度への対応に関する業務
④ 自転車等駐車場等の提供に関する業務
⑤ 使用者へのサービスに関する業務
⑥ 広報に関する業務

（２）施設の管理に関する業務

① 建築物の保守管理業務
② 設備の保守管理業務
③ 環境維持管理業務
④ 施設保全業務
⑤ 物品管理業務
⑥ 危機管理業務

（３）その他管理運営に関する業務

① 事業計画書及び収支予算書の提出
② 月次報告書、事業報告書及び収支決算書の提出
③ 関係機関との連絡調整
④ 地域や類似施設との連携に関する業務
⑤ モニタリング、自己評価に関する業務
⑥ 指定期間終了による引継業務

（４）その他の留意事項

① 行政財産の目的外使用許可、不服申し立てに対する決定等地方自治法に規定する市長のみの権限に属する事務は、指定管理者が行う業務から除かれます。
② 自転車等駐車場等の管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。なお、業務の一部については、事前に市の承諾を受けた場合に限り、第三者に委託することができます。

６　指定管理に委託する附帯業務

指定管理者には、併せて「放置禁止区域における放置自転車等の巡視撤去・保管返還業務」及び「湯の山線高架下自転車等駐車場管理業務」を委託するので別紙仕様書を参照してください。

７　指定の期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで

８　応募の資格等

（１）応募の資格

①　法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。（法人格は必ずしも必要ありませんが、個人での応募はできません。）

②　応募者の制限

次の条件を満たす団体に限ります。

ア　四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第４条第１項及び第２項の規定に該当しない団体であること。

> ※　四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（抜粋）
>
> 第４条　前条の規定により申請しようとするもの（団体の代表者を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、申請資格を有しないものとする。
>
> (1)　地方自治法第 244 条の２第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
>
> (2)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の４第１項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
>
> (3)　政令第 167 条の４第２項の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
>
> (4)　その他前各号に準じて市長が申請資格を有しないと認めたもの
>
> ２　前項に規定するもののほか、主として本市に対し請負を行う団体（本市が資本金、基本金その他これに準ずるものの２分の１以上を出資している団体を除く。）であって、市長、本市の議会の議員、法第 180 条の５に規定する本市の委員会の委員又は本市の委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である団体は、申請資格を有しないものとする。

イ　四日市市税（同市税が課税されていない団体で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない団体であること。

ウ　会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の規定に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続をしていない団体であること。

エ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にない団体であること。また、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱に該当しない団体であること。

オ　自らが主体となって指定管理業務を行う予定であること。

※ 主体となって指定管理業務を行う予定のない持株会社、組合等が申請しようとする場合には、主体となって指定管理業務を行う予定の子会社や組合契約の当事者等を代表団体としてグループを構成すること。

（２）複数の団体での共同申請

複数の団体での共同（以下「グループ」という。）による申請の場合には、次の点に留意してください。

① グループの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。なお、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

② グループの構成団体は、他のグループの構成団体となり、又は単独で申請することはできません。

９　指定管理者の指定までのスケジュール

① 募集要項の配付開始、ＨＰ掲載	７月 21 日（火）
② 応募説明会	７月 27 日（月）
③ 質問書受付	７月 21 日（火）～７月 28 日（火）
④ 質問書回答	７月 31 日（金）
⑤ 申請書受付	８月３日（月）～８月 24 日（月）
⑥ 選定委員会による応募者ヒアリング	９月下旬（予定）
⑦ 選定委員会による審査、市長報告	10 月中旬（予定）
⑧ 候補者の決定、通知	10 月中旬（予定）
⑨ 候補者と仮協定等の協議、締結	11 月上旬（予定）
⑩ 指定の議案上程	11 月下旬（予定）

１０　募集要項の配付、応募説明会等

（１）募集要項の配付

① 配付期間　令和８年７月 21 日（火）から令和８年８月 24 日（月）までの間
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

② 配付時間　午前８時 30 分から午後５時 15 分までの間

③ 配付場所　四日市市都市整備部道路管理課
〒510-8601　四日市市諏訪町１番５号
電話　　059-354-8154
Ｆａｘ　059-354-8302
E-mail　dourokanri@city.yokkaichi.mie.jp

なお、募集要項は、四日市市ホームページにも掲載します。

（２）応募説明会の開催

① 開催日時　令和８年７月 27 日（月）　午後３時 30 分から１時間程度

② 開催場所　四日市市役所７階 701 会議室

③ 説明内容　募集要項及び仕様書の説明

④ 参加人数　１団体につき３人以内

⑤ 申込方法　「団体の名称」、「参加者の役職、氏名」、「連絡先（電話番号及びＥメール）を電子メール又はＦａｘで連絡してください。
宛先　　四日市市都市整備部道路管理課

E-mail　dourokanri@city.yokkaichi.mie.jp
Ｆａｘ　059-354-8302

（３）質問の受付及び回答

【受付・回答】

募集要項や仕様書等に関する質問は、次のとおり受け付けます。

① 受付期間　令和８年７月 21 日（火）から令和８年７月 28 日（火）までの間

② 受付方法　質問がある場合、質問書（市ホームページ掲載）を、電子メール又はＦａｘで提出してください。

宛先　四日市市都市整備部道路管理課
E-mail　dourokanri@city.yokkaichi.mie.jp
Ｆａｘ　059-354-8302

※質問書を提出する際は、念のため電話連絡をお願いします。

また、質問に対する回答は、次のとおり行います。

③ 回答方法　電子メール又はＦａｘ

④ 回答日（予定）　令和８年７月 31 日（金）

⑤ 回答は応募説明会参加者全員に回答します。あわせて、市ホームページにも掲載します。

１１　応募の手続

（１）提出書類

指定管理者の指定を受けようとするため、指定申請する団体（以下「応募団体」という。）は、次の書類を提出してください。

① 指定申請書（四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第１号様式）

グループ応募の場合はグループ応募構成届出書（市ホームページ掲載）及びグループ協定書（写し）等添付書類を併せて提出してください。

② 誓約書（グループによる応募の場合、構成団体ごとに誓約書を作成し提出すること。）

③ 施設の管理運営に関する事業計画書（同規則第２号様式）及び収支予算書

収支予算書は、指定管理分と併せて委託する業務分をそれぞれ別々に提出してください。

※ 事業の実施が特定の他団体との連携・協力を前提としている場合は、当該他団体との連携・協力等が確実に得られる旨の確認書（市ホームページ掲載）を併せて提出してください。

※ グループ応募の場合、事業計画書の２．及び３．を記入する際には、業務名とともに実施した団体名も併せて記入してください。

④ 団体に関する書類（グループによる応募の場合、各構成団体も以下の書類を提出すること。）

ア　団体の概要を記載した書類

イ　定款、寄附行為その他これらに準ずる書類
ウ　申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに過去３年度分の収支決算書、事業報告書及び財産目録又はこれに準ずる書類（別紙２「財務諸表等の提出一覧」参照）
エ　法人の場合、当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※作成後３カ月以内のもの
オ　法人の場合又は法人と同様の納税義務を負う団体の場合、四日市市税（同市税が課税されていない団体で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）の完納証明書、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その３の３）
カ　上記オ以外の団体の場合、代表者の四日市市税（同市税が課されていない者で市外に住所を有する者にあっては、その住所の市町村税）の完納証明書、申告所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その３の２）
キ　法人以外の団体の場合、役員名簿
ク　過去３年度分の人員表
各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト：８時間で１人に換算すること。）

（２）提出部数
正本１部及び副本 13 部（副本は複写可）
※提出書類にはすべてページ番号を付け、正本、副本ともにファイル等に綴じて提出すること。

（３）提出期間及び提出方法
①　提出期間　令和８年８月３日（月）から令和８年８月 24 日（月）までの間
②　提出時間　午前８時 30 分から午後５時 15 分までの間
③　提出場所　〒510-8601　四日市市諏訪町１番５号
四日市市都市整備部道路管理課
④　提出方法　直接持参又は郵送。
直接持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
郵送の場合、書留郵便とし、令和８年８月 24 日（月）必着。
なお、電子メールによる提出は受け付けません。

（４）提出書類の著作権
事業計画書等提出書類の著作権は、応募団体に帰属します。ただし、四日市市は指定管理者の決定の公表等において必要と認めるときは、当該提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

（５）提出書類の情報公開
提出された書類は、情報公開の請求によって開示することがあります。

（６）指定申請の留意事項

① 重複提案の禁止

応募１団体（グループ）につき、事業計画書等の提出は１組とします。複数の提案はできません。

② 提案内容の変更禁止

提出期限後の提出書類の追加、再提出及び差し替えによる提案内容の変更は認めません。（誤字、脱字等の軽微な修正は除く）

③ 費用負担

応募に必要な費用は、応募団体の負担とします。

④ 使用言語及び通貨単位

提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

⑤ 提出書類の取扱い

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、提出書類は、選定等のために必要な範囲で複製を作成することがあります。

⑥ グループの構成団体の変更

グループによる応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

⑦ 応募書類提出後に辞退する場合は、書面（様式任意）にて提出してください。

１２ 経費に関する事項

施設に要する経費（人件費、管理費、一般管理費等）については、利用料金制を導入するため、四日市市が支払う委託料のほか、使用者が支払う利用料金や自らが企画・実施する各事業の収入等を、自らの収入とすることができます。利用料金の上限については、条例に規定がありますが、消費税率の変更に伴い条例改正する場合があります。また、四日市市が支払う委託料の金額及び支払方法については、年度ごとに締結する協定書で定めます。

施設に要する経費から利用料金等の収入見込額を差し引いた額を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に委託料として支払います。ただし、指定期間（令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日（５年間））に支払う委託料及び附帯する業務委託の総額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）は、以下に示す金額を上限とします。

（千円）※消費税等を含む

指定管理の業務及び附帯する委託業務	委託料総額の上限
四日市市近鉄四日市駅南・北自転車等駐車場等の指定管理	84,500
放置禁止区域における放置自転車等の巡視撤去・保管返還業務委託	68,000
湯の山高架下自転車等駐車場管理業務委託	7,000

（１）令和９年度から令和 13 年度の中間年度である令和 11 年度の試算額

令和 11 年度の試算額は以下のとおりです。参考としてください。

○利用料金収入（千円）※消費税等を含む

年度	令和 11 年度
利用料金収入	31,300

○経費試算額　（千円）※消費税等を含む

経費区分	試算額
人件費	35,800
管理費	7,380
一般管理費	3,454
合計	46,634

レンタサイクルポートＪＲは、施設の状況や環境の変化により、指定管理期間中に場所の変更や利用を停止する可能性があります。なお、これに伴う経費の精算については、事前に市と指定管理者で協議のうえ、協定書の変更を行う場合があります。

当該施設にかかる修繕料（施設修繕料）については、以下に示す四日市市指定金額を計上してください。

なお、これと異なる金額で精算を行うことは認められないため注意してください。

※消費税等を含む

指定管理料に含めるべき施設修繕料 （四日市市指定金額：年額）	984 千円

（２）令和４年度から令和６年度の実績

令和４年度から令和６年度の指定管理者制度導入時の実績です。参考としてください。

○３年間の利用料金収入実績　（千円）※消費税等を含む

年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用料金	26,286	26,514	27,179

○３年間の経費実績　　（千円）※消費税等を含む

経費区分	令和４年度	令和５年度	令和６年度
人件費	22,169	21,508	21,988
管理費	6,052	5,823	5,246
（消耗品費）	28	1	7
（印刷製本費）	692	728	570
（光熱水費）	1,911	1,573	1,666
（施設修繕料）	988	984	991
（通信運搬費）	128	130	125
（手数料）	104	105	105
（保険料）	93	100	100
（委託料）	－	169	－
（施設維持管理費）	857	748	738
（廃棄物処理代）	92	92	92
（レンタサイクル整備費）	568	776	769
（備品購入費）	591	417	83
一般管理費 （租税公課含む）	4,837	5,008	5,221
合計	33,058	32,339	32,455

＊管理費における（　）の経費は内訳です。

（３）経費負担区分　　※消費税等を含む

項　目	内　容	市	指定管理者
施設の増改築、設備の更新		○	
施設等の修繕、窓ガラス入替、給排水施設の補修等	１件 98 万４千円以上	○	
	１件 98 万４千円未満		○
施設に附帯する土木工事	１件 98 万４千円以上	○	
	１件 98 万４千円未満		○
器具修繕、備品等の修理（レンタサイクル含む）	１件 50 万円以上	○	
	１件 50 万円未満		○

（４）レンタサイクルとして使用する自転車の補充について

① 長期放置のリサイクル可能な自転車（電動アシスト自転車を除く）をレンタサイクルとして再利用しているため、指定管理者は市に対し自転車の補充の申出を行ってください。指定管理者は、市から提供された自転車をレンタサイクルに供することができる状態に整備、点検を行ってください。

② 指定期間中においてレンタサイクル用に使用する自転車の管理台数の増減については、市と指定管理者とで協議を行います。

③ 指定管理が終了した後、レンタサイクル用の自転車については市に所有権が帰

属します。

（５）指定管理料の精算について

施設にかかる修繕料については、次のとおり精算をするものとします。

毎年度の指定管理料には、指定管理者が実施する施設にかかる修繕に要する経費として、984 千円を含んでいます（消費税等を含む）。修繕に使用しなかった額については、年度ごとに精算します。

なお、指定管理業務を市が示した基準どおりに実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の削減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

一方で、利用料金収入などが減少した場合でも、指定管理料による補填を目的とした精算は行いません。

ただし、催物などの実施回数が協定回数を下回った場合や協定時に見込まれていない特段の事業の変更が生じた場合など、当初の協定金額どおり支払うことが合理的でない場合については、精算による返還を求めます。

（６）前納の利用料金の取扱いについて

定期利用券については、原則、４月１日に当該施設を管理している指定管理者の収入とし、指定管理期間終了の年度において、次期指定管理期間の使用に係る定期利用料金を収受した場合は、その分を新たな指定管理者に引継ぎます。

（７）経費の支払い

会計年度（４月１日～翌年３月 31 日）ごとに支払います。

分割方法や支払時期は協議の上、協定で定めます。

（８）市が支払う委託料に含まれるもの

人件費（社会保険料等雇用に要する経費を含む）

管理費（光熱水費、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、各種委託料ほか）

一般管理費（租税公課）

（９）管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経費及び収入は、原則として団体（グループの場合は代表団体又は構成団体）自体の口座とは別の口座で管理してください。

また、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理（自主事業等）を区分して整理してください。

１３　選定の方法及び基準

（１）選定の方法

市民及び民間有識者並びに市職員の委員で構成する四日市市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、指定管理者の候補者の選定を行います。

（２）選定の基準

① 事業計画書による自転車等駐車場等の運営が、市民の平等な利用を確保することができるものであること及びサービス向上が図られるものであること。

② 事業計画書の内容が、当該管理を行う自転車等駐車場等の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の節減が図られるものであること。

③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

④ 施設の設置目的を達成するために必要な能力を有しているものであること。

以上の選定基準に照らすとともに、次に掲げる事項を考慮し、総合的に判断します。

（ア）団体の経営状態

（イ）事業計画

・施設運営の基本方針及び実施方針
・施設の運営体制及び組織（人員配置、勤務体制等）
・事業への具体的な取組み方
・適正な管理及び経理の事務処理
・安全管理、緊急時等の対応
・環境や障害者等への配慮
・過去の実績等

（ウ）地域貢献

上記の選定の基準に基づく選定審査項目及び配点は別紙３のとおりです。

（３）選定審査及び候補者の選定

候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容及び提案価格等について、選定委員会で書類審査を行います。

また、令和８年９月下旬～（予定）に応募者ヒアリングを行います。応募者ヒアリングの日時、場所等については、提出期限後に別途通知します。

提出書類と応募者ヒアリングの結果を基に、選定委員会において総合的に審査を行います。

提案内容の審査については、各応募者の指定申請等書類及びヒアリングの内容を基に、選定委員会において、選定審査項目ごとに５段階評価を行い（提案価格を除く）、審査項目ごとの配点に５段階評価に対する率を乗じて得られた点数を全項目加算（70点満点）し、得られた各委員の点数を合算したものを、70点満点換算して各応募者の提案内容の得点とします（小数点第２位を四捨五入）。

提案価格の審査については、各応募者からの提案価格のうち最低提案価格に対する割合に応じて、提案価格の点数＝30 点×最低提案価格／当該提案価格の計算式で、得られた点数を提案価格の得点とします。

なお、提案価格については指定管理と併せて委託する業務の委託料を合算した金額を記入してください。

これら提案内容と提案価格の総計得点（100 点満点）において、最も高い応募者を第１順位として候補者を選定します。ただし、提案内容に対する得点が一定の基準に満たない場合には、指定管理者の候補者がいないものとします。

（４）選定審査対象からの除外

① 選定審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
② 選定委員会委員に個別に接触した場合
③ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
④ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
⑤ 提出書類等の提出期間を経過してから提出書類が提出された場合
⑥ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
⑦ その他不正な行為があった場合

（５）選定審査結果の報告

選定委員会は、選定審査の結果を四日市市長に報告します。

（６）候補者の決定及び通知

四日市市長は、選定委員会による審査結果報告を踏まえ、指定管理者の候補者を決定し、応募団体に文書で通知します。

また、選定結果（選定審査報告書）については、選定された団体、選定されなかった団体問わず、応募団体名とともに採点結果及び選定講評等を記載し、市ホームページにて公表します。

（７）再度の決定

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者が辞退した場合や、協議が整わない場合など、指定管理者とすることができない事情が生じたときは、四日市市長は既に行った候補者の決定を取り消し、審査において次点となったものから順に候補者を決定できることとします。

また、管理開始後に、上記と同様の理由により指定管理者が管理できない事情が生じた時も次点候補者と交渉できることとし、その交渉権は令和９年度中に限るものとします。

１４　指定管理者の指定及び協定に関する事項

（１）候補者との仮協定の締結

四日市市と指定管理者の候補者は、指定管理者に指定されるまでの間は、仮協定を

締結します。

（２）指定管理者の指定

指定管理者の指定については、四日市市議会の議決が必要です。指定管理者の候補者について、令和８年 11 月四日市市議会定例月議会に上程し議会の議決が得られれば、当該候補者は指定管理者に指定されることになります。

（３）協定の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、四日市市と自転車等駐車場等の管理に関する協定を締結します。

協定の主な内容は、次のとおりです。

① 指定期間に関する事項
② 使用の許可等に関する事項
③ 事業計画に関する事項
④ 利用料金に関する事項
⑤ 事業報告及び業務報告に関する事項
⑥ 市が支払うべき管理費用に関する事項
⑦ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
⑧ 指定管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項　等

（４）指定に係る留意事項

① 指定管理者の候補者となっている団体が、協定の締結に応じない場合又は指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがあります。
② 指定管理者の指定を受けた団体が、協定の締結までに地方自治法第 244 条の２第 11 項に規定する場合又は関係条例に違反した場合、その指定を取り消すことがあります。
③ 指定管理者の指定について議会の議決が得られなかった場合又は否決された場合においても、指定管理者の候補者となっている団体が指定管理に係る業務の準備等のために支出した費用等については、原則として当該団体の負担とします。

１５　指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項

（１）法令等の遵守

自転車等駐車場等の管理運営に当たっては、次に掲げる法令等を遵守し適正な管理に努めてください。

① 地方自治法、同施行令
② 四日市市自転車等駐車場等条例、同施行規則
③ 四日市市行政手続条例、同施行規則
④ 個人情報の保護に関する法律及び関係法令
⑤ 三重県交通安全条例
⑥ 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働

者派遣法等、職員の雇用に関する法令等）
⑦　施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法等、建物及び設備の管理に関する法令等）
⑧　その他関係法令

（２）事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度の終了後 30 日以内に、自転車等駐車場等に関する事業報告書を作成し、四日市市に提出するものとします。

（３）指定管理業務に係る予算と実績の比較検証について

指定管理料の水準等を把握するため、応募時及び年度計画書と併せて提出する収支予算書を基に、毎年度終了後、指定管理業務に係る予算と実績を比較検証し、その増減理由については、事業報告書の収支状況（収支決算書）等に明記してください。

（４）業務報告の聴取等

四日市市は、指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

（５）リスク分担

協定締結に当たり、四日市市が想定するリスク分担の方針は、別紙４「四日市市と指定管理者とのリスク分担表」のとおりです。詳細については、協定で定めるものとします。

（６）損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する自転車等駐車場等の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を四日市市に賠償しなければなりません。

（７）第三者への賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により施設使用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。ただし、その損害が四日市市の責めに帰すべき事由又は双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではありません。

（８）保険の付保

指定管理者は、その管理する業務の実施に当たり、（６）、（７）の賠償責任を果たすため、適切な範囲で保険等に加入するものとします。

１６　業務の継続が困難になった場合における措置

（１）指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、四日市市は指定管理者の指定の取消しを行うことができるものとします。

その場合において、指定管理者に損害が生じても、四日市市はその賠償の責めを負いません。

なお、指定管理者の責めに帰すべき事由とは、指定管理者の業務実施に際し不正行為があった場合、指定管理者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合、協定の内容を履行せず、又はこれらに違反した場合、その他指定管理者自らの責めに帰すべき事由により指定管理者から協定の締結解除の申出があった場合等を示しています。

（２）不可抗力等による場合

不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければなりませんが、不可抗力その他四日市市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について、四日市市と協議することができるものとします。

協議の結果、やむをえないと判断された場合、四日市市は指定の取消しを行うものとします。

（３）管理業務の水準が低下した場合の措置

定期的に実地調査等を行い、指定管理者の業務が仕様書に規定した内容や水準を満たしていないと判断した場合、是正や改善等必要な指示を行い、指示に従わないときその他管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることがあります。

（４）管理業務の未実施による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由によらず指定管理者が管理業務を実施しないときは、管理業務を実施しなかったことにより負担しない費用相当分を委託料から減額することがあります。

１７　その他

（１）書類の追加提出

選定委員会が選定審査の過程において必要書類を求めた場合は、速やかに提出してください。

（２）業務の引継ぎ

指定管理者は、協定発効までの間、指定管理に係る必要書類の作成、各種印刷物の作成、業務の引継ぎ、研修等を行うものとし、その経費負担は、原則として指定管理者の負担とします。また、指定の終了に際しては、四日市市又は次期指定管理者に対

し、円滑に業務の引継ぎを行うものとします。

（３）原状回復義務

指定管理者は、指定が終了したときは、その管理しないこととなった自転車等駐車場等の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければなりません。

（４）個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じなければなりません。

（５）連絡調整会議の設置

四日市市と指定管理者は、自転車等駐車場等の管理運営業務等を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議を設置するものとします。

（６）災害・事故への対応

大規模災害が発生した場合など市が必要と認める場合には、市の指示に従い、指定管理施設を避難所等として使用するとともに、避難所等の開設の補助を求める場合があります。

使用不能となった期間の精算及び補償については、別途協議を行います。

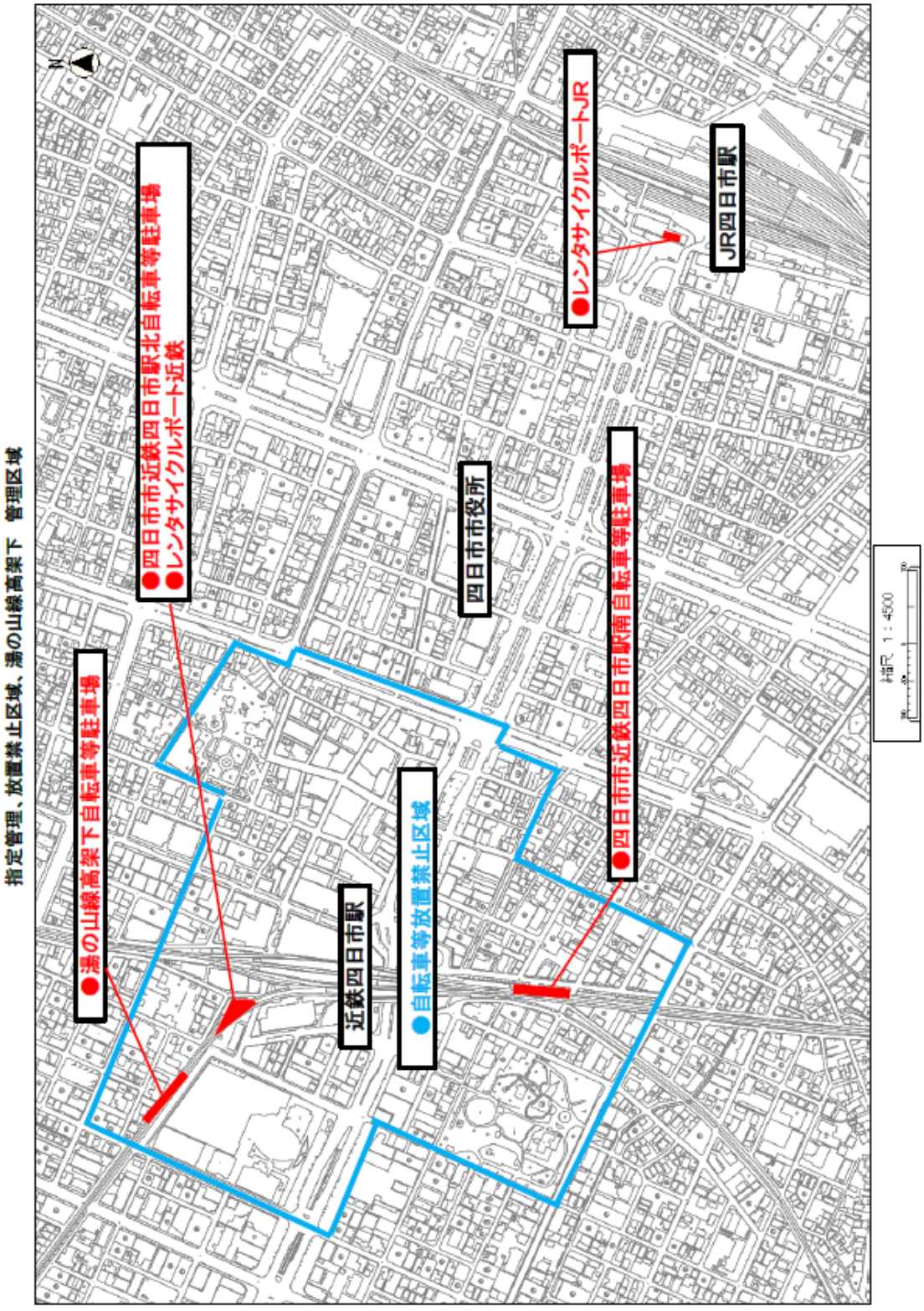
（７）その他業務の実施条件等

その他業務の実施条件、業務の実施、緊急時の対応、指定管理料及び利用料金、指定又は指定の取消し等に係る具体的な取扱いや細目的な取決めについては、協定で定めるものとします。

１８　問い合わせ先

〒510-8601　四日市市諏訪町１番５号
四日市市都市整備部道路管理課
電話　059-354-8154
Ｆａｘ　059-354-8302
E-mail　dourokanri@city.yokkaichi.mie.jp

別紙１


指定管理、放置禁止区域、湯の山線高架下　管理区域
●湯の山線高架下自転車等駐車場
●四日市近鉄四日市駅北自転車等駐車場
●レンタサイクルポート近鉄
近鉄四日市駅
●自転車等放置禁止区域
四日市市役所
●レンタサイクルポートJR
JR四日市駅
●四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場
N
縮尺 1：4500

別紙２

財務諸表等の提出一覧

法人格	区分	関係書類	提出区分
株式会社等会社法適用会社	計算書類	貸借対照表	○
		損益計算書	○
		株主資本等変動計算書	○
		個別注記表	○
	附属明細書	販売費及び一般管理費の明細	○
社団法人・財団法人等 公益法人会計基準適用法人	財務諸表	貸借対照表	○
		貸借対照表内訳表	○
		正味財産増減計算書	○
		正味財産増減計算書内訳表	○
		キャッシュフロー計算書	△
	財産目録		○
社会福祉法人等 社会福祉法人会計基準適用法人	計算書類	貸借対照表	
		①法人単位貸借対照表	○
		②貸借対照表内訳表	○
		資金収支計算書	
		①法人単位資金収支計算書	○
		②資金収支内訳表	○
		事業活動計算書	
		①法人単位事業活動計算書	○
		②事業活動内訳表	○
	財産目録		○
NPO法人 （NPO法人会計基準採用法人）	財務諸表	活動計算書	○
		貸借対照表	○
	注記事項のうち	事業費の内訳又は事業別損益の状況	○
	財産目録		○
その他　任意団体		団体が作成している決算書等	○

○　：　要提出

△　：　作成していない場合は提出不要。ただし、審査に必要な場合は追加資料として求めることがある。

別紙３

四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場及び四日市市近鉄四日市駅北自転車等駐車場等指定管理者候補者選定審査項目及び配点

区分		評価項目		事業計画書等関係様式	配点
		大項目	中項目		
提案内容	1	基本的な考え方	施設の性格や目的等に合致した方針があること	第２号様式４	3
	2		市民の平等な利用が確保されていること	第２号様式４	3
	3		施設の効用が最大限発揮されていること	第２号様式４	4
	4	団体の経営状態（経営の健全性）		第２号様式４、団体に関する書類	9
	5	事業計画	施設管理運営の実施方針（合目的性）	第２号様式５	3
			施設の運営体制や組織（責任性、実行性）	第２号様式６－（１）、（２）、（３）収支予算書	11
			事業への具体的な取組み方（機能性、独創性）	第２号様式６－（３）、（４）、（５）、（６）	17
			適正な管理や経理（明瞭性、規律性）	第２号様式６－（７）	8
			安全管理、緊急時等の対応（安全性）	第２号様式７	7
			環境、障害者等への配慮（社会性）	第２号様式８	2
			過去の実績等	第２号様式３	1
	6	団体の地域貢献		第２号様式９	2
	合　　計				70
	ａ．評価点（７０点換算）				
提案価格	提案価格				
	ｂ．価格点（３０点×最低提案価格／当該提案価格）				30
総　　計（ａ＋ｂ）					100

別紙４

四日市市と指定管理者とのリスク分担表

項目		No.	リスク分担の内容	負担者	
				四日市市	指定管理者
共通	募集要項、仕様書	1	募集要項、仕様書等、市が作成した内容の誤り、変更に関するもの	○	
	応募	2	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の不備、誤りに関するもの		○
		3	応募費用に関するもの		○
	制度関連	4	法制度・許認可・税制度の新設・変更に関するもので本施設に特別に影響を及ぼすもの	○	△
		5	上記以外の法制度・許認可・税制度の新設・変更に関するもの		○
	許認可	6	許認可の遅延に関するもの（四日市市が取得するもの）	○	
		7	許認可の遅延に関するもの（上記以外）		○
	住民対応	8	本施設の設置・運営等に対する住民要望及び訴訟への対応	○	
		9	指定管理者が行う業務に関する苦情・要望等への対応		○
	環境問題	10	指定管理者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○
		11	上記以外の市が行う業務に起因するもの	○	
	第三者賠償	12	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者(利用者を含む)に損害を与えた場合		○
		13	上記以外の事由によるもの	○	
	物価変動	14	物価変動によるもの		○※1
	債務不履行	15	指定管理者の事業放棄・破綻によるもの		○
		16	市の方針変更、その他手続の遅延などによるもの	○	
	不可抗力	17	風水害・地震・津波等などの自然災害、テロ・暴動など当事者が制御できない人為的な事象に起因して生じた損害及び事業履行不能	○	
維持管理運営	施設損傷	18	施設の劣化及び特定できない第三者による行為（予め取り決めた規模以下のもの）		○
		19	施設の劣化及び特定できない第三者による行為（上記以外のもの）	○	
		20	指定管理者の責めに帰すべき事由による事故・火災等による施設の損傷		○
		21	市の責めによる事故・火災等による施設の損傷	○	
		22	施設の瑕疵によるもの	○	
		23	指定管理者が善管注意義務を怠っていた場合		○
	要求水準仕様未達	24	指定管理者の責めに帰すべき事由によるサービスの仕様・要求水準の不適合、未達		○
		25	市の責めに帰すべき事由によるサービスの仕様・要求水準の不適合、未達	○	
	維持管理	26	指定管理者の事由による施設・設備の変更等に伴う、指定管理者が行う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの		○
		27	市の事由による施設・設備の変更等に伴う、指定管理者が行う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの	○	
	備品等の損傷	28	指定管理者の責めに帰すべき事由による備品等の損傷、滅失		○
		29	市の責めに帰すべき事由による備品等の損傷、滅失	○	
		30	経年劣化によるもの（指定管理者が設置したもの）		○
		31	経年劣化によるもの（市が設置したもの）	○	
	情報管理	32	指定管理者の責めに帰すべき個人情報等の外部流出		○
		33	市の責めに帰すべき事由による個人情報等の外部流出	○	
	施設の停止、中止	34	指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の供用ができなくなった場合		○
		35	市の責めに帰すべき事由により施設の供用ができなくなった場合（施設の瑕疵によるものを含む）	○	
	事業運営	36	指定管理者の事由による事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの		○
		37	市の事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの	○	
	利用者対応	38	指定管理者の業務範囲内のサービス内容等に対する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処		○
		39	上記以外の利用者からの苦情及び利用者間のトラブルへの対処	○	
	利用者の増減	40	利用者の増減による運営費及び業務量の増減（利用料金収受に伴う部分を除く）	※2	※2
		41	利用料金収受に伴う業務における利用者の増減による利用料金収入の増減		○

○は主負担、△は従負担（原則は○側の負担とし、一定の割合又は金額を負担）

※1　ただし、著しい物価変動が発生した場合は、必要に応じて別途、協議する

※2　四日市市と指定管理者の協議事項

上記のリスク分担表については、協定の締結までに変更することがあります。

別紙５

１　自転車等駐車場に係る使用料

使用の区分		料金の上限額		
		一時使用	定期使用（１か月）	定期使用（３か月）
自転車	一般	120円	2,200円	6,600円
	学生	120円	1,760円	5,280円
原動機付自転車		220円	3,080円	9,240円
自動二輪車	50cc超 125cc以下	330円	3,740円	11,220円
	125cc超	440円	4,730円	14,190円

２　レンタサイクルに係る使用料

使用の区分		料金の上限額	
		１日使用	定期使用（１か月）
自転車（電動アシスト自転車を除く。）	一般	120円	2,200円
	学生	120円	1,760円
電動アシスト自転車		240円	

備考　学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校又はこれに類するものとして市長が認める施設に通学している者をいい、一般とは、学生以外の者をいう。